1. 経過(前回会議からの変更点)

第2回庁内委員会及び令和5年7月28日に開催しました審議会で改訂版 骨子(案)を示して、ご意見を いただきました。

下記には、庁内会議及び審議会での主な意見及び修正内容を記載しています。

■幹事会(6月29日開催)・委員会(7月7日開催)からの主な意見

見.

- ・eスポーツについて、行政が担う部分と民間が担う部分を整理するべきである。
- ・現時点で目標指標は2つとなっているが、増やすことは考えないのか。活動は増えているのに、 スポーツ実施率が減少しているとなると、多様な活動をスポーツとして捉えていない可能性がある のではないか。補完的指標で補えるのであればそれでよいが、他の指標を追加するのも一つではな いか。

■審議会からの主な意見

分類	主な意見
スポーツ実施率	 毎年1割ずつ増えても令和9年度の目標値には到達しない。目標値の見直しが必要。 実施率について、アンケートでどのように聞くかによって数値は変わってくるのではないか。スポーツが競技スポーツだけをイメージさせてしまっているのではないか。日常生活の運動を本計画に含めるのかどうかの検討が必要。 競技スポーツだけでなく、身体活動もスポーツに含めてはどうか。
障害者スポーツ	・一過性のイベントではなく、障害者が現状のスポーツ施設をどれだけ利用しているのか、障害者 にとっての利便性についても把握すべきである。
情報発信	・広報誌等に掲載するだけでは、スポーツ未実施の層へは情報が届かない。駅やショッピングモールでの発信など、日常生活の中で目に触れるような情報発信が必要である。
その他	・観戦招待だけでなく、モニター調査を行い行動変容を分析してはどうか。 ・スポーツをスポーツだけにとどめず身体活動まで含め、医療機関も巻き込んで健 康スポーツを進めていくことについて検討してはどうか。

前回の幹事会/委員会及び審議会の意見、国の第3期スポーツ基本計画など国の動向もふまえ、前回会議からの主な変更点は①~③となります。

- ①スポーツの定義の修正(p. 3, 4参照)
- ②令和9年度末までの目標値の修正・参考指標を追加(p.5,6参照)
- ③eスポーツについて(p.7~10参照)

2. 前回会議からの主な変更点

①「スポーツ」の定義の修正

1章3.スポーツ推進の基本的視点を修正

現行計画

本計画では、「スポーツ」について、「競技者としての技術の向上だけでなく、健康づくり・体力づくりをはじめ、介護予防活動や他者とのコミュニケーション・交流の活発化、レクリエーション活動など、それぞれの目的で行う身体的活動を通じ、多くの市民が自らの意志で楽しむ活動」という広い意味でとらえます。

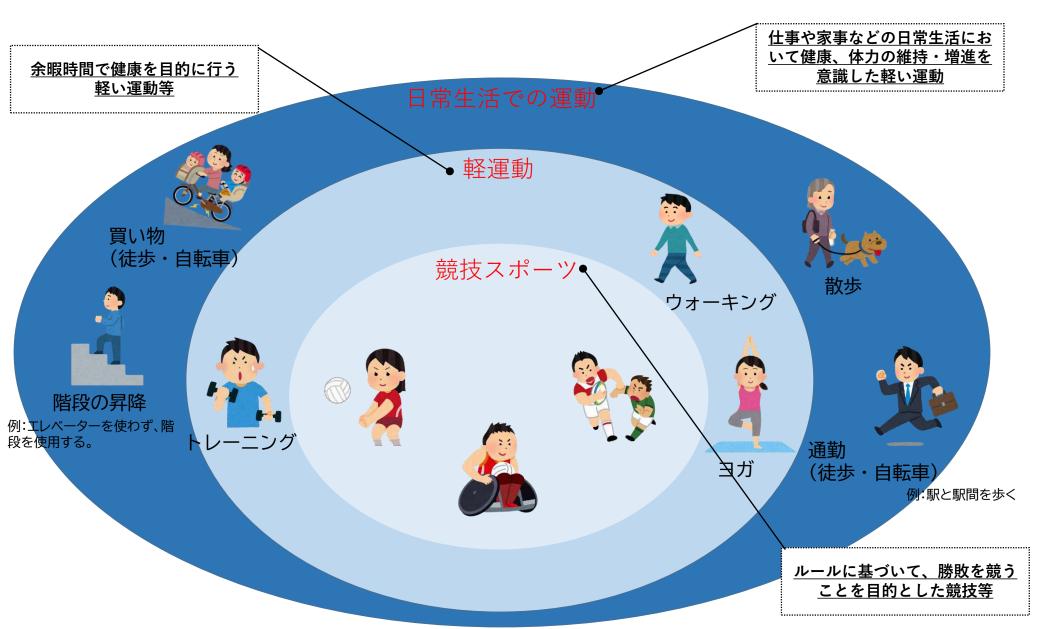
スポーツに日常生活を含むこと が伝わるよう、より分かりやす く表現を修正

国 第3期スポーツ基本計画では 「「スポーツ」は「する」「みる」「ささえる」という様々な形での自発的な参画を通 して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に根源を持つもの」とあります。

改訂版

本計画では<u>競技スポーツはもとより、他者とのコミュニケーションなどの目的で行う身体的活動に加え、健康のための散歩や体操などの軽い運動、徒歩や自転車による通勤や買い物などの日常生活における活動などを、健康・体力の維持・増進を意識的に行う様々な身体活動を含むものとし、多くの市民が自らの意志で楽しむ活動という広い意味でとらえます。</u>

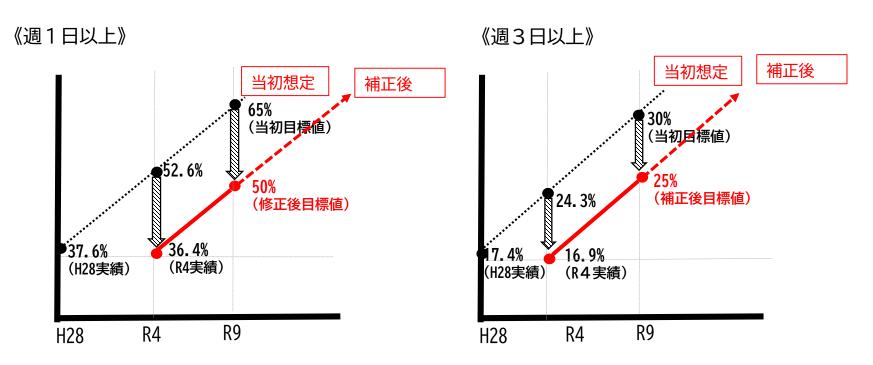
①「スポーツ」の定義の修正



※本計画には観る・ささえるスポーツを含む。

②令和9年度末までの目標値の修正・参考指標を追加

新型コロナウイルス感染症などの影響により、令和4年度時点の数値が想定の値に達していないため、令和4年度時点の基準より、当初想定していた増加率で後期4年後の数値を計算し、令和9年度末時点の目標値を修正します。3章2.本計画の目標指標を修正



目標指標	平成28年度時点	令和 4 年度時点	令和9年度
週1日以上スポーツに取り組 む成人の割合	37.6%	36.4% (1.2ポイント減)	65% →50%
週3日以上スポーツに取り組 む成人の割合	17.4%	16.9% (0.5ポイント減)	30% →25%

p. 5

②令和9年度末までの目標値の修正・参考指標を追加

本計画の目標指標を補足するため、3章2. 本計画の目標指標に下記の参考指標を追加します。

〇計画関連事業全体における参加者数の合計数(延べ数):(前回会議で設定済)

〇1回30分以上の運動を週2日以上取り組む成人の割合:スポーツ庁の「第3期スポーツ基本計画」で新たな指標として追加されたため、本計画においても追加するものです。また、「第3次枚方市健康増進計画」の指標とも整合を図ります。

※厚生労働省が示す「健康基本21」で1回30分以上の運動を週2日以上取り組む成人を運動習慣者と位置付けている。

○歩数: 改訂版で、スポーツの定義を示し、日常生活における活動もスポーツと捉えることとしているため、目標指標を補足する指標として追加するものです。また、「第3次枚方市健康増進計画」の指標とも整合を図ります。

参考指標	令和3年度時点	令和4年度時点	目標値	目指すべき方向性
計画関連事業全体における 参加者数の合計延べ数	760,634人	1, 134, 613人	_	
	令和3年度時点	令和4年度時点	目標値	目指すべき方向性
1回30分以上の運動を週2日 以上取り組む成人の割合	_	22.8%	40%	
歩数の平均値※1日の平均	_	(後日算出) ※R5市政モニターアン ケートより	7100歩	

p. 6

③eスポーツについて

e-スポーツとは

「eスポーツ」は「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技と捉える際の総称です。 引用元:一般社団法人 日本eスポーツ連合(jesu)による定義

【国】第3期スポーツ基本計画(令和4年3月策定)

国際オリンピック委員会(IOC)はいわゆる「バーチャルスポーツ」について、「身体運動を伴うもの(サイクリング等)」と「身体運動を伴わないもの(サッカー等)」の2つの形態があり、ビデオゲームと区別をすることが重要であるとした上で、「バーチャルスポーツの人気の高まりを生かして、オリンピック・ムーブメント、オリンピックの価値、スポーツ参加を促進し、若者との直接的な関係を育てる。」としている。このようなIOCにおける指針等の国内外の動向を踏まえながら、引き続きスポーツ庁としても「バーチャル」と「スポーツ」との関わり(いわゆる「e-スポーツ」の捉え方を含む。)について検討していく必要がある。

③eスポーツについて

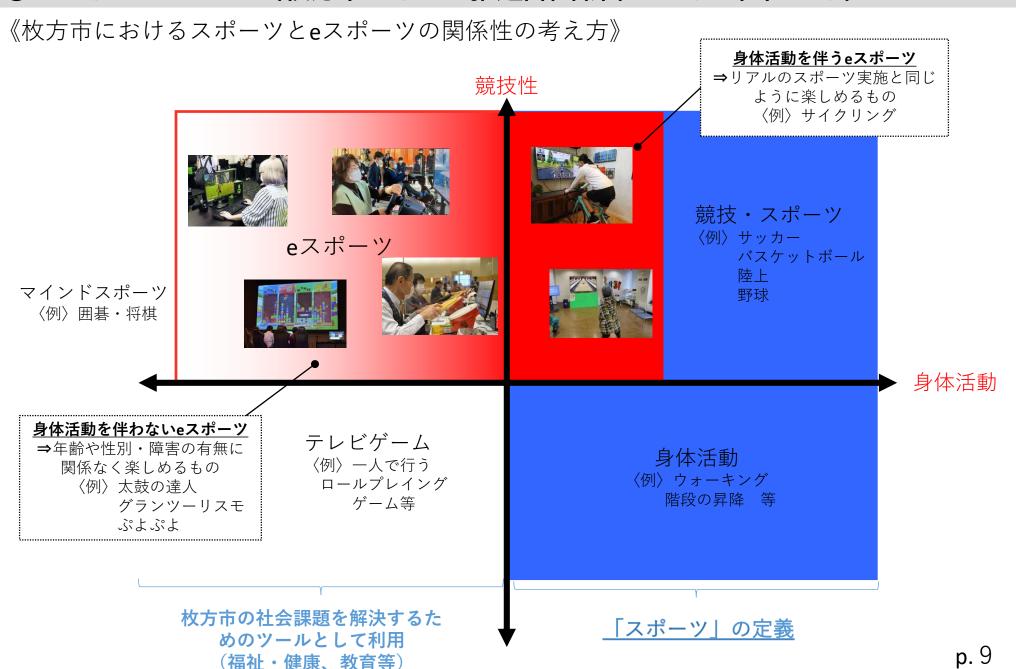
《現状》

2019年に開催された「いきいき茨城ゆめ 国体」で、国内で初となるeスポーツ大会 が開かれ、多くの来場者や取材のメディア 関係者が訪れました。

以降、eスポーツに関心を持つ自治体が増え、医療・福祉や地域活性化、教育・国際交流に活用する動きが全国に広がっています。eスポーツは、年齢や性別・国籍・障がいの有無に関係なく、誰もが参加することができるスポーツとして、近年では、大会開催による経済的効果だけでなく、介護予防や世代間交流といった社会的効果が期待されています。

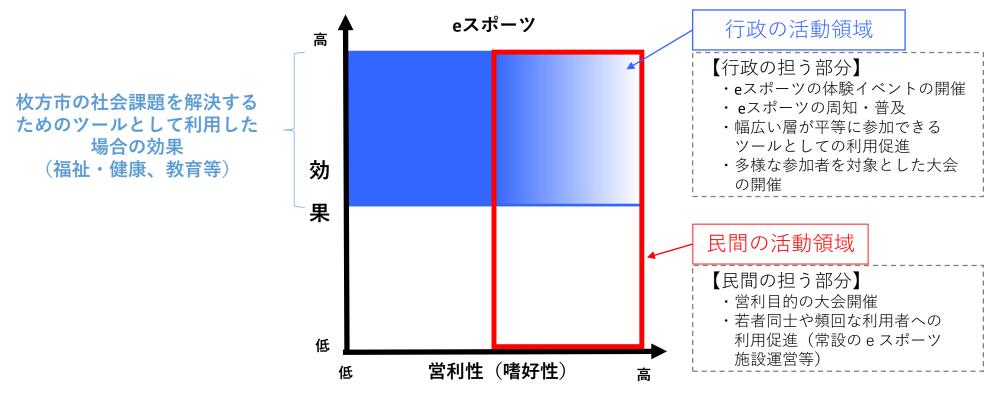
主な他市事例		
岐阜県	市町村の介護予防教室でeスポーツを導入した体験モ デル教室を開催。	
大東市	高齢者の「フレイル予防」や不登校支援を目的に、市内で幅広い世代を対象にした e スポーツの競技大会や体験イベントを開催。	
逗子市	高齢者を対象にeスポーツを活用した事業を開催(運動とスポーツ習慣化促進事業「てくtec逗子」等)	
仙台市	NTT東日本と連携し、高齢者の「フレイル予防」に e スポーツが有効かを確かめる共同実証実験を開催。	
美里町	熊本eスポーツ協会、株式会社セガなどと連携し、e スポーツを活用した認知症予防や高齢者と若者の世代 間交流等の事業を展開。	

③ e スポーツについて(枚方市スポーツ推進計画(案)における位置づけ)



③ e スポーツについて(枚方市スポーツ推進計画(案)における位置づけ)

《枚方市におけるeスポーツの効果の考え方》



記載箇所	取組内容
取組課題(案) 1-(1)-⑤ スポーツにおけ るDXの推進	近年、eスポーツについては、これまでの地域活性化や産業振興といった側面に加え、 年齢や性別に関係なく、障害のある人もない人も共に楽しみ社会参加を促進するための ツールとして注目を集めています。 本市においても、情報収集および調査・検討を行い、関係団体や民間企業と連携しな がら、eスポーツを通じた施策を推進します。

3. 計画改訂のスケジュール

	庁内委員会、幹事会	審議会	議会関係
令和5年 6月	第2回庁内委員会/幹事会 (・改訂版の骨子案)		委員協議会 (・中間評価報告書・改訂版の概要)
7月		第1回審議会 (諮問)	
8月	第3回庁内委員会幹事会 (・改訂版(素案))		
9月	第3回庁内委員会	第2回審議会 (・改訂版(素案))	
10月	第4回庁内委員会/幹事会 (・改訂版(案))		
11月		第3回審議会	委員協議会(・改訂版の意見聴取)
12月			市民意見聴取実施
1月	第5回庁内委員会/幹事会 (・市民意見聴取報告)	第4回審議会 (答申)	
2月			委員協議会
3月	第6回庁内委員会/幹事会 (・改訂版の確定)		p.11